

# 出資法人との委託契約(平成29年度)

- ・組織名は平成29年度の組織に基づく。
- ・平成29年度に100万円以上を支出した委託契約を対象とする。
- ・委託料は平成29年度の決算(見込)に基づく。

出資法人名	支出した局・区	支出した所属	委託業務名	委託業務の内容	委託料(円) (平成29年度決算)	契約方法 (平成29年度)	随意契約の場合の根拠法令 《地方自治法施行令167条の2 》 (「随意契約」の場合に記入)	随意契約理由 (「随意契約(プロポーザル方式)」又は「随意契約(その他)」の場合に記入)
かわさき市民放送株式会社	総務企画局	シティプロモーション推進室 広報担当	コミュニティFM広報ラジオ番組制作及び放送業務委託	広報ラジオ番組の制作及び放送	43,580,160	随意契約(その他)	第1項第2号	本件は、ラジオを活用して川崎市民への情報発信を幅広く行うことを目的とするため、コミュニティ放送局であるかわさきFMを選定することが求められる。かつ同放送局は、市内唯一のコミュニティ放送局である。
公益財団法人かわさき市民活動センター	市民文化局	協働・連携推進課	川崎市協働・連携ポータルサイト「つなぐっどKAWASAKI」管理・運営業務委託	ポータルサイトの管理・運営に必要な業務	2,019,600	随意契約(その他)	第1項第2号	この業務は、市民活動支援の一環として行うものであるため、全市全領域にわたる市民活動の支援を行う中間支援組織と位置付けられている(「公財」かわさき市民活動センター)に委託する。
公益財団法人かわさき市民活動センター	市民文化局	市民活動推進課	川崎市市民活動(ボランティア活動)補償制度実施業務委託	市民活動補償制度の実施に必要な業務	1,750,000	随意契約(その他)	第1項第2号	この業務は、市民活動支援の一環として行うものであるため、全市全領域にわたる市民活動の支援を行う中間支援組織と位置付けられている(「公財」かわさき市民活動センター)に委託する。
公益財団法人かわさき市民活動センター	こども未来局	総務部企画課	地域子育て支援センター事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 子育て等に関する相談、援助の実施 地域の子育て関連情報の提供 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 地域の子育て力を高める取組の実施	17,487,342	随意契約(プロポーザル方式)	第1項第2号	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、その他の援助を行うことにより地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としていることから、より良いサービス提供に向けた事業提案を受けることが必要のため、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
公益財団法人かわさき市民活動センター	こども未来局	青少年支援室	川崎市小杉地区子ども・子育て支援推進事業業務委託料	子ども・子育て世代が増加している小杉地区において、子どもに健全な遊びを与えてその健康を促進し、又は情報を豊かにし、もって地域における子どもの健全な育成を図ることを目的とする。	16,027,995	随意契約(その他)	第1項第2号	27年度をもって小杉こども文化センターが休止したことに伴い、その代替機能を確保するものあり、かわさき市民活動センターに委託することで、こども文化センターの運営についての知識経験が豊富であることが求められ、従来から小杉こども文化センターを利用してきた子どもや子育て世代の地域、地域性に配慮した運営が確保できるため
公益財団法人かわさき市民活動センター	こども未来局	青少年支援室	子育て支援・わくわくプラザ事業実施業務委託	川崎市わくわくプラザ事業実施要領に基づく利用者のお迎えが保護者の就労等により困難な場合に、午後6時から7時まで担当職員2名以上を配置し、児童の居場所と安全を確保する。	23,388,916	随意契約(その他)	第1項第2号	わくわくプラザ事業と連動した事業であるため、わくわくプラザ事業を運営するかわさき市民活動センターと契約することで効果的効率的な運営ができるため
公益財団法人川崎市文化財団	市民文化局	市民文化振興室	平成29年度パラアート推進モデル事業実施業務委託	パラアート推進に向けての課題等の抽出・整理のための先導的試みとして、障害等のある人が参加するワークショップ、制作した作品の展示またはパフォーマンスの公演等を試行的に実施する。また、市と連携して多様な手段により広報する。	7,027,674	随意契約(プロポーザル方式)	第1項第2号	当業務委託は、パラアート・プラットフォームの構築に向けたモデル事業を実施するものであり、高い専門性と創意工夫が求められるため、発想豊かな民間のノウハウ、アイデアを最大限に引き出し、活用することが有効と考えらえるため企画提案方式を採用する。また、文化芸術活動に精通した専門事業者から企画提案を受けることで、限られた予算の中で実施できる最も充実した事業の実施が可能となる。
公益財団法人川崎市スポーツ協会	市民文化局	市民スポーツ室	「セイコーゴールデングランプリ陸上2017川崎」関連業務委託	「セイコーゴールデングランプリ陸上2017川崎」に関すること (1)プレ・サバイイベント運営業務に関すること (2)大会補助業務に関すること (3)プレ・アフターイベント運営業務に関すること	1,192,000	随意契約(その他)	第1項第2号	本事業は、参加者の競技力の向上や健康の増進の他、イベント経験を地域の活動や学校の授業に持ち帰り、川崎のスポーツを支える人づくりに寄与することも視野に入れている。この事業を円滑に実施するためには、地域活動や学校の授業で日常的に子どもと接している川崎市スポーツ推進委員、川崎市立小学校体育研究会、川崎市陸上競技協会等の協力を仰ぐことが不可欠である。公益財団法人川崎市スポーツ協会は、長年連携して川崎市のスポーツ振興に寄与しており、これらの団体と連携できる機関は川崎市スポーツ協会の他はない。したがって川崎市スポーツ協会に本事業を委託しなければ、本事業の目標を達成することができないため。

出資法人名	支出した局・区	支出した所属	委託業務名	委託業務の内容	委託料(円) (平成29年度決算)	契約方法 (平成29年度)	随意契約の場合の根拠法令 「地方自治法施行令167条の2」 「随意契約」の場合に記入	随意契約理由 「(随意契約(プロポーザル方式))又は「随意契約(その他)」の場合に記入
公益財団法人川崎市スポーツ協会	市民文化局	市民スポーツ室	やってみるキャラバン	市内の小中学校等において、参加型の障害者スポーツ体験講座を実施	7,947,000	特命契約(その他)	第1項第2号	小学校における体験講座の企画運営にあたっては、障害者スポーツ競技に関する知識や指導方法等のノウハウを有している必要があることに加え、小学校の希望や設備にそった障害者スポーツ種目への対応及び体験講座の企画運営を行うことが可能な体制を有していることが求められる。また、地域教育会議などの寺子屋事業等と並行して体験講座の実施にあたっては、児童生徒やその保護者の参加を呼び掛けるため、地域教育会議などの寺子屋運営主体や、地域のスポーツ団体、地域総合型スポーツクラブ、学校との調整が不可欠である。 意見交換会については、2021年度のPARAMOUNT推進ビジョン終了年度まで継続して体験講座を実施していくことを目指し、体験講座の実施成果の検証と今後の障害者スポーツのあり方や取組等について幅広い意見を聴取するために実施するもので、他の業務と分割して委託することはできず、各障害者スポーツ団体や地域の各種スポーツ団体との調整を前提とした実現性の高い提案とすることが不可欠である。 以上の業務内容をみると、川崎市障害者スポーツ協会をはじめとする市内の各種技術者が加盟し地域総合型スポーツクラブとも調整がとれる川崎市スポーツ協会以外には、本業務を行うことができないため。
公益財団法人川崎市スポーツ協会	健康福祉局	環境保健課	ぜん息児水泳教室事業水泳指導業務委託	市内小学生の小児ぜん息患者に対し、健康の回復及び増進を図ることを目的とした水泳教室を5月から7月に10回実施	1,188,000	一般競争入札		
公益財団法人川崎市スポーツ協会	教育委員会事務局	健康教育課	オリンピック・パラリンピアン交流	中学校におけるオリンピック・パラリンピアン講演等交流事業の実施	2,866,514	随意契約(その他)	第1項第2号	健全者スポーツ及び障害者スポーツの双方に関する知識及び人的ネットワークを有し、十分な体制を持って幅広い競技内容に対応することが可能な事業者であるため
川崎アゼリア株式会社	経済労働局	商業振興課	川崎地下街北口・西口エスカレーター維持管理業務委託	川崎地下街北口と西口の出入口階段に設置したエスカレーターについての維持管理に必要な業務を委託する。	7,297,506	随意契約(その他)	第1項第2号	当該エスカレーターは、川崎地下街に設置されており、その維持管理業務を実施するためには、地下街の構造を熟知していること、地下街の他のエスカレーターや階段・通路など施設・設備と一体的な維持管理が可能であることなどの要件が求められる。 これら要件を満たすのは、川崎地下街の建物所有者であり、地下街内にある多数のエスカレーターを所有・管理している川崎アゼリア(株)に限定されるため、当該業者と随意契約を行うものである。
川崎アゼリア株式会社	川崎区役所	道路公園センター管理課	川崎駅東口広場施設及び地下連絡通路管理委託	川崎駅東口広場施設及び地下連絡通路の管理委託 ・連絡通路管理業務 ・清掃業務、警備保安業務、保守点検業務 ・昇降施設管理業務 ・清掃業務、警備保安業務、保守点検業務 ・電気・水道料金	79,218,000	随意契約(その他)	第1項第2号	本業務は川崎駅再編整備に伴い、平成22年度より供用開始を行った東口駅前広場及び市道と川崎アゼリア地下街を連絡する昇降施設の清掃、保守点検及び監視業務や、市道と川崎アゼリア地下街を連絡する通路の清掃、保守点検及び監視業務を行う委託業務である。 川崎アゼリア株式会社は川崎アゼリア地下街を一元的に管理しており、エレベーター、エスカレーターの定期点検、地下通路の清掃、警備等の保守管理業務を行っている。また監視業務については、川崎アゼリア株式会社が管理している中央管理室に設置されており、防災センターも兼ねていることから、監視体制は24時間で行われており、地下街での緊急時の体制も整えられている。 本業務の監視業務や保守点検業務は、設備的に中央管理室でないと行えない業務があることや、当該施設及び通路は川崎アゼリア地下街に接続している、清掃業務や警備業務は川崎アゼリア株式会社の地下街管理業務にも同様の業務内容であることから、別業者よりも一元的に効率的な業務ができ、緊急時の体制の整えられている川崎アゼリア株式会社と随意契約するものである。
公益財団法人川崎市産業振興財団	経済労働局	国際経済推進室	川崎市海外ビジネス支援センター運営業務及び都市間産業交流促進事業委託	海外ビジネス支援センターの運営及び海外での展示会・商談会参加に係るビジネスマッチング他関連業務	28,993,140	随意契約(その他)	第1項第2号	海外企業とのビジネスマッチング等に豊富な事業実績を有すること、関係機関と強固なネットワークを築いていること、また中小企業の海外展開支援はその性質上、長期に渡る支援が必要であり、前年度に引き続き継続して委託を行うことが海外展開支援に効果的であることから、当該法人と随意契約を行うものである。
公益財団法人川崎市産業振興財団	経済労働局	工業振興課	ICT産業連携促進事業業務委託	ICTを活用した、市内中小企業の新たなビジネスモデルの構築、産業の活性化を実現するための業務	12,535,280	随意契約(その他)	第1項第2号	当該法人は、これまでの市内中小企業支援の実績から多くの市内中小企業団体とのネットワークを構築している上、当該法人が抱える他のコーディネーターと連携することで、事業の相乗効果が期待できる。中小企業支援ポータルシステムの高度化にあたっては、当該システムにして高い水準の信頼度を有している。また、IoT・ビジネスの推進及びIoTの利用シナリオを共同検証するための推進組織を設置する上で知見やノウハウを有していることから、随意契約を行う。
公益財団法人川崎市産業振興財団	経済労働局	企画課(H30イノベーション推進室へ業務移管)	平成29年度知的財産戦略推進プログラム実施委託	知的財産戦略推進プログラムの重点事業である、知的財産交流事業と知的財産啓発事業(知的財産スクール)を実施する。大企業から中小企業への技術移転等、知的財産を核とした連携促進を図る「知的財産交流会」を実施し、マッチングコーディネートをを行うとともに、中小企業の知的財産に関する知識の習得及び知的財産を活用した経営戦略支援を目指した「知的財産スクール」を実施する。	10,371,000	随意契約(プロポーザル方式)	第1項第2号	本事業は「川崎モデル」と呼ばれるこれまでの本市の知的財産交流事業の実施内容及び本市の知財戦略及び科学技術・産業振興施策を踏まえた上で、交流会、シンポジウムの開催やマッチング等を行うものであり、事業の履行には、高度な専門性が求められることから、単に金額の多寡だけでなく、事業者が有する独自の知見やネットワークに基づいた提案を比較検討して委託先を決定することで事業効果を高めることができるため。

出資法人名	支出した局・区	支出した所属	委託業務名	委託業務の内容	委託料(円) (平成29年度決算)	契約方法 (平成29年度)	随意契約の場合の根拠法令 《地方自治法施行令167条の2》 《「随意契約」の場合に記入》	随意契約理由 《「随意契約(プロポーザル方式)」又は「随意契約(その他)」の場合に記入》
公益財団法人川崎市産業振興財団	臨海部国際戦略本部	国際戦略推進部	キングスカイフロント拠点活動活性化支援業務委託	殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける拠点形成の特性を生かしたイノベーションの創出や市内産業の振興を目指し、関連する企業や研究機関、大学等の取組内容や課題を継続的に把握し、それを踏まえて連携・交流事業やビジネスマッチング等を促進するプロジェクト展開につなげる。	6,491,158	随意契約(プロポーザル方式)	第1項第2号	本事業の履行には、ライフサイエンス分野における高度な専門性が求められるため、単に価格の高低のみを比較するのではなく、事業者独自の知見やネットワークに基づいた提案内容を比較検討して委託先を決定することにより事業効果を高められると期待できる。こうしたことから、ライフサイエンス分野における最先端の科学技術への知見・専門知識を備えるとともに、地域内外のネットワークを生かした産業振興の実績を有する複数の事業者に広く企画提案を求め、最も高い事業効果が見込める事業者に委託することが適当であり、一般競争入札にはなじまない業務であるため。
公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	健康福祉局	環境保健課	呼吸器健康相談業務委託	制度難読者や市民の相談希望者等に対し、閉そく性肺疾患に係る相談や指導を行う。また、必要に応じて呼吸機能検査を実施し、結果に基づいて呼吸機能訓練等を実施する。	2,095,648	随意契約(その他)	第1項第2号	公害保健センターは、川崎・横浜両市民の大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与するため、長年にわたり専門的な公害健康被害予防事業を展開していることから、本事業の目的に合致し、かつ精通した法人であり、他に同様の事業を実施している事業者が見当たらないため。
公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	健康福祉局	環境保健課	アレルギー相談血液抗体検査業務委託	アレルギー相談事業における血液抗体検査等を実施	2,518,178	随意契約(その他)	第1項第2号	公害保健センターは、川崎・横浜両市民の大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与するため、長年にわたり呼吸器疾患に係る予防事業を展開しており、気管支ぜん息をはじめとするアレルギー相談や予防法の指導等に精通した法人であることから、委託内容の確実な履行に係る機関として最適であるため。
公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	健康福祉局	環境保健課	呼吸機能訓練教室業務委託	公害健康被害被認定者や成人ぜん息患者医療費助成制度対象者等の呼吸器疾患に罹患している者を対象に、呼吸機能訓練教室を実施	3,112,471	随意契約(その他)	第1項第2号	公害保健センターは、公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るため、長年にわたり専門的な公害健康福祉事業を展開していることから、本事業の目的に合致し、かつ精通した法人であり、他に同様の事業を実施している事業者が見当たらないため。
公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	健康福祉局	環境保健課	公害病被認定者等に係る医学的検査業務委託(条例患者以外)	公害健康被害被認定者についての認定更新の可否及び障害程度(等級)の決定に必要な医学的検査を実施	9,247,049	随意契約(その他)	第1項第2号	公害保健センターは、公害健康被害被認定者の長期的健康管理を行うことを目的の一つとして公害関係企業からの拠出金で建設された専用施設であり、被認定者の認定更新の可否及び障害程度(等級)の決定に係る医学的検査に必要な機材及び人員が整備されていることや、長年にわたる医学的データの蓄積があることから、委託内容の確実な履行に係る医学的検査機関として最適であるため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	総務企画局	職員厚生課	平成29年度宮内職員寮総合管理業務委託	①管理業務(入居及び退去時の立会い、修繕工事等立会い、来訪者の対応、風呂の給湯等) ②清掃業務(共有部分の清掃、こみの搬出等)	1,120,491	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	総務企画局	シティプロモーション推進室 広報担当	平成29年度広報掲示板掲示業務委託	広報掲示板へのポスター掲示作業	5,971,742	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	市民文化局	区政推進課	川崎市行政サービス端末稼働に係る管理支援等業務委託	行政サービス端末を常時安全かつ安定的に管理を行う、一次障害発生時等に迅速に対応する。	1,048,010	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	いこいの家夜間開放	いこいの家を夜間・休日等に施設開放し市民の利用に供することによって、施設の有効活用を図る事業の実施委託	1,748,333	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	川崎市シルバー人材センター高齢者向け軽作業委託事業	市内公共施設における高齢者向けの軽作業を委託することにより、そこに働く高齢者の生きがいの充実や社会参加を目的とした委託業務	20,559,981	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	建設緑政局	自転車対策室	無料自転車等駐車場整理運営業務委託	無料駐車場整理業務	6,663,600	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。

出資法人名	支出した局・区	支出した所属	委託業務名	委託業務の内容	委託料(円) (平成29年度決算)	契約方法 (平成29年度)	随意契約の場合の根拠法令 《地方自治法施行令167条の2》 《「随意契約」の場合に記入》	随意契約理由 (「随意契約(プロポーザル方式)」又は「随意契約(その他)」の場合に記入)
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	建設緑政局	自転車対策室	自転車等放置防止対策(その1)業務委託	放置自転車対策業務(啓発及び整理業務)	65,707,200	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	宮前区役所	総務課	宮前地区会館に係る施設管理業務等委託	宮前地区会館等の維持・管理等の委託業務等	5,857,901	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	麻生区役所	総務課	川崎市麻生区役所除草・植木等維持管理及び植生分庁舎植木等維持管理業務	麻生区役所及び植生分庁舎敷地内の除草及び樹木の剪定	1,034,588	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	麻生区役所	総務課	麻生区役所植生分庁舎管理業務委託	植生分庁舎の施設管理及び施設内行政サービス端末の管理	5,333,987	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	交通局	管理課	営業所業務員業務委託	営業所構内の清掃及び整備 営業所内外の倉庫、冷暖房器具の保守点検	5,714,341	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	交通局	運輸課	圧縮天然ガス充填業務委託	圧縮天然ガスを充填する業務	1,974,949	随意契約(その他)	第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	市民文化局	市民スポーツ室	川崎市スポーツセンターにおける障害者スポーツ普及支援業務委託	川崎市スポーツセンターにおける障害者スポーツ普及支援事業の実施	1,397,854	特命契約(その他)	第1項第2号	本事業は、平成30年度以降の本格的な事業展開を見据え、平成29年度に障害者スポーツデーの試行を通じた調査・検討、また、課題や改善点の把握等に係る業務について委託するものであり、事業実施においては、障害者に対する知識を有し、市内障害者団体と包括的なネットワークを構築していることが不可欠である。また、安全に運営を行うためには、障害者スポーツについては熟知し、適切な指導を行える人員を配置できる体制が必要となり、これらすべての要件を満たす事業者は、障害者スポーツ協会を内部組織として擁し、障害者スポーツ大会開催の受託実績等も有する(公財)川崎市身体障害者協会しかないため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	市民文化局	市民スポーツ室	障害者スポーツ振興事業実施に係る事業費	障害者スポーツ振興事業の実施	12,669,280	特命契約(その他)	第1項第2号	本事業は、障害者スポーツ大会の開催及び障害者スポーツ教室等を行うため、障害者に対する知識や市内障害者団体と包括的なネットワークを構築していることが不可欠な事業である。障害者のスポーツ大会やスポーツ教室とは異なり、障害の程度を熟知し、安全に大会運営を行える体制が必要である。そのため、障害について熟知した人員と障害者スポーツの指導ができる人員を配置することが可能で、市内障害者団体と包括的なネットワークを構築しているのは(公財)川崎市身体障害者協会のみである。したがって、(公財)川崎市身体障害者協会のみが本事業の目的を達成できるため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害計画課	川崎市障害児タイムケアモデル事業	中部身体障害者福祉会館(中原区)で、放課後・長期休暇中に障害のある中高生を預かり、集団活動を通して余暇の充実支援とその家庭の地域生活を支援する。	4,057,661	随意契約(その他)	第1項第2号	当該事業を法定事業への移行を前提に、現行事業者と複数年計画の調整を行ったため。 なお、本事業は平成29年度で終了。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	地域包括ケア推進室	地域相談支援センター運営業務委託	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に基づく相談支援事業を実施する地域相談支援センターの運営業務	15,507,576	随意契約(その他)	第1項第2号	利用者のニーズや地域の特性を理解し各種相談に応じるとともに、支援を総合的にマネジメントする必要があり、サービスの継続性を考慮することが不可欠であるが、当該法人は、これまでの業務委託を適正に履行してきた実績を有しており、エリア内の相談支援体制の充実強化という本事業を適切に実施可能な唯一の法人であるため。

出資法人名	支出した局・区	支出した所属	委託業務名	委託業務の内容	委託料(円) (平成29年度決算)	契約方法 (平成29年度)	随意契約の場合の根拠法令 ◀地方自治法施行令167条の2▶ （「随意契約」の場合に記入）	随意契約理由 （「随意契約(プロポーザル方式)」又は「随意契約(その他)」の場合に記入）
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害福祉課	生活訓練等事業実施委託	-歩行訓練(階段、坂道、信号等、障害者が歩行するにあたって注意すべき場所等)についての勉強会・講習会・実地演習等)・身辺・家事管理(身だしなみ、調理、裁縫、洗濯等に関する講習会・教室等)・家庭生活学習(生活設計、家族関係、育児に関すること)の教室等) ・社会生活及び職業生活学習(食事、入浴方法、性、出産、育児、就学、就労に関する講習会、教室、研修会等)	1,800,000	随意契約(その他)	第1項第2号	当該法人は、川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とした法人であり、身体障害者の福祉事業、障害者スポーツ及び文化活動等の事業を行っており業務に精通し、十分な事業実績を有している。 川崎市障害者社会参加推進センター設置運営事業は、障害者の社会参加を推進するための社会参加推進センター設置運営業務、コミュニケーションの確保等事業、生活訓練等事業、スポーツ振興事業、啓発・普及事業、障害者福祉活動推進事業を実施するものであり、当該法人は、これら事業の適切かつ効果的な事業実施に最適な法人であるため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害福祉課	障害者社会参加推進センター設置運営委託	障害者自らによる諸種の社会参加促進事業を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進するために設置・運営を行う。	5,140,000	随意契約(その他)	第1項第2号	川崎市障害者社会参加推進センター設置運営業務は、厚生労働省通知により障害者の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に設置するものとされている。当該法人は、川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とした法人であり、業務に精通し十分な事業実績を有しており、当該センター運営委託先として最適であるため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害福祉課	移動支援等従事者養成研修事業実施委託料	移動支援事業等の養成研修・スキルアップ研修等の開催、コーディネーター設置費の委託	7,180,000	随意契約(その他)	第1項第2号	当該法人は、移動支援事業等養成研修全般における市民対応、研修講師の調整、実技研修のフィールド先の調整、広報啓発等のコーディネート全般において、研修を効果的に開催するための技術を有していることから、本市の研修事業を委託するにあたって最適な法人と判断されたため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害福祉課	啓発・普及事業実施委託(障害者福祉活動推進事業)	-障害者社会参加推進センターの運営 -障害者社会参加推進協議会の開催	9,759,000	随意契約(その他)	第1項第2号	当該法人は、川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とした法人であり、身体障害者の福祉事業、障害者スポーツ及び文化活動等の事業を行っており、業務に精通し、十分な事業実績を有している。 川崎市障害者社会参加推進センター設置運営事業は、障害者の社会参加を推進するための社会参加推進センター設置運営業務、コミュニケーションの確保等事業、生活訓練等事業、スポーツ振興事業、啓発・普及事業、障害者福祉活動推進事業を実施するものであり、当該法人は、これら事業の適切かつ効果的な事業実施に最適な法人であるため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害福祉課	重度障害者福祉タクシー事業費	-重度障害者福祉タクシー事業(福祉有償運送車両等)の実施	33,599,717	随意契約(その他)	第1項第2号	重度障害者福祉タクシー事業の一つである福祉有償運送等の車両を対象としている委託については、福祉車両等に係る福祉タクシー利用券の積算業務等を実施するものである。(公財)川崎市身体障害者協会については、福祉キャブ(リフト付自動車)運行事業の実施主体であり、障害者の移動支援事業の知識や経験が豊富で、当該業務を円滑に行うためその他に確保が困難であることから(公財)川崎市身体障害者協会へ委託することが適当であるため。
一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	こども未来局	こども家庭課	川崎市母子・父子福祉センターサ ンライヴ事業等業務委託	母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るため、生活相談・生活支援講習・就業相談・就業支援講習・法律相談・各種情報提供等の支援を総合的に行うもの。また、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭に対し、家庭生活支援員を派遣するなどして、一助負担又は無料で必要な生活援助及び子育て支援等を行うもの。	32,925,390	随意契約(その他)	第1項第2号	母子家庭等の生活の安定と自立の促進等による母子父子寡婦福祉の増進を図ることを目的として、川崎市母子・父子福祉センターサンライヴ事業及び日常生活支援事業を実施している。 事業の実施に当たっては、地域ネットワークを活用して母子家庭等の状況やニーズを的確に把握し、ひとり親家庭が抱える固有の悩みや境遇に寄り添って支援を行うための高い専門性と円熟した把握力、ひとり親家庭が求められる。また、母子及び父子並びに寡婦福祉法(以下「法」という。)において、生活・就業相談や就業支援等事業の実施に当たっては法第6条第6項に規定された母子・父子福祉団体と緊密な連携を図るよう規定されている。母子家庭等への高度な知見や専門性を持ち、法の趣旨に沿う事業は、市内唯一の母子・父子福祉団体である「一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会」のみであるため。
一般財団法人川崎市まちづくり公社	まちづくり局	住宅整備推進課	平成29年度川崎市分譲マンション 適正管理事例集作成業務委託	マンションの適正な管理を推進するため、課題を抱えるマンション管理組合に対する情報提供の一環として、マンションの資産価値の維持や適正管理に関する事例を掲載した事例集を作成する。	1,990,440	随意契約(その他)	第1項第2号	まちづくり公社は、自主事業としてマンション管理に関する相談窓口を設置しており、市内の多数のマンション管理組合がこの窓口を利用している。さらに、定期的にマンション管理組合向けセミナーを行うなど、マンション管理組合からの信頼を十分に得ている。 本業務委託は、主に市内のマンション管理組合の、適正管理に関する事例の把握が不可欠であり、業務の遂行にあたっては、市内のマンション管理組合の現状や課題に精通していること、マンション管理組合と密接な関係であること、適正管理推進のための実績やノウハウを有していることが必要となることから、他の業者では業務の遂行が困難であるため、まちづくり公社を相手先とした随意契約とする。

出資法人名	支出した局・区	支出した所属	委託業務名	委託業務の内容	委託料(円) (平成29年度決算)	契約方法 (平成29年度)	随意契約の場合の根拠法令 《地方自治法施行令167条の2 》 (「随意契約」の場合に記入)	随意契約理由 (「随意契約(プロポーザル方式)」又は「随意契約(その他)」の場合に記入)
一般財団法人川崎市まちづくり公社	まちづくり局	住宅整備推進課	川崎市住まいアドバイザー派遣制度に関する業務委託	住まいアドバイザー派遣業務を実施する窓口を設置しており、市内における一戸建て及び分譲マンションが抱える老朽化等の課題に関する相談に対して、一級建築士、マンション管理士等の専門アドバイザーを派遣する。	2,688,000	随意契約(その他)	第1項第2号	市が指定する住宅相談及びマンション管理相談を実施するNPO法人から、推薦を受けているまちづくり公社が、NPO法人の信頼を得て、連携して行う業務であり、地方自治法第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)に該当するため。公社は公的団体として、市民、事業者等の信頼があり、住宅やまちづくりの事業者としてのノウハウも有しており、住宅政策等について連携して実施するパートナーである川崎市住宅基本計画で位置付けられている。
一般財団法人川崎市まちづくり公社	まちづくり局	施設計画課	川崎市公共建築物の維持及び保全のための相互協力に関する基本協定第4条の規定に基づく平成29年度委託	設計業務、工事監理業務等	72,617,040	随意契約(その他)	第1項第2号	当該法人は、設立以来多くの公共建築物を設計・建築している実績があり、公共建築物に必要な能力及び知識、経験を有していることに加え、民間設計事務所へは発注できない市職員の事務の一部を補完する業務も委託できるため。
一般財団法人川崎市まちづくり公社	まちづくり局	建築管理課	川崎市木造住宅耐震改修助成制度の完了報告審査に係る業務委託	「川崎市木造住宅耐震改修助成制度」の完了報告書の書類を審査し、適正に耐震改修工事が行われていることの確認を行う。	2,317,248	随意契約(その他)	第1項第2号	本委託は、住宅の耐震改修工事に対する専門知識が必要になるほか、助成金の内容審査という性格から、各設計事務所や施工者に対して第三者の立場で審査が必要があるため、民間の設計事務所では対応が困難であるほか、ハウジングサロンを設置し、様々な市民の相談に対応する等の実績を勘案し、(一財)川崎市まちづくり公社と協定に基づき契約するもの。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	企画課	平成29年度リノベーションまちづくりに関する業務委託	リノベーションまちづくり事業全体のプロデュース業務や基本棟建て支援、人材育成、プロジェクトの創造などを行い、良質な住環境の確保や高齢者の住み替えにより発生した持ち家の活用等を図る	9,981,900	随意契約(その他)	第1項第2号	高齢者住まい・住み替え相談等支援事業に関する協定書第2条に基づく公社の業務として、空家との所有者等に対する的確な情報提供等を円滑に行うための取組や、各種業界団体等との連携・協力として実施するため。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	川崎市特定優良賃貸住宅事業等の一部業務に関する委託	・特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額に係る国庫補助の申請に必要な書類の作成に関する業務。 ・データベースシステムの維持管理及び市の指示に基づく資料作成に関する業務。	2,037,999	随意契約(その他)	第1項第2号	特定優良賃貸住宅家賃補助減額補助申請に係る提出書類については、入居者の所得把握及び入退去の情報を活用し、公社で作成することによって申請業務の効率化及び事務の軽減を図ることができたため、本業務委託は性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため随意契約とする。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	高齢者住まい・住み替え相談等支援事業における業務委託	・高齢者等住み替え相談 高齢者本人の身体状況や世帯状況の変化等に伴う住み替えに関する相談に対し、高齢者向け住宅又は施設等の情報提供、持ち家の処分又は活用等に関する情報提供及び助言等の支援を行う。 ・空き家相談 住宅を所有している高齢者本人又はその家族等から、空き家の再生・利活用、処分等に関する相談に対する情報提供、助言等の支援を行う。	3,694,000	随意契約(その他)	第1項第2号	平成28年9月1日付けで締結した「高齢者住まい・住み替え相談等支援事業に関する協定書」に基づき委託するもので、地方自治法施行令第167条第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)に該当するため。公社は、公的団体として、市民、事業者等の信頼があり、住宅やまちづくりの事業者としてのノウハウも有しており、住宅政策等を連携して実施するパートナーである川崎市住宅基本計画で位置付けられている。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	平成29年度川崎市空き家活用モデル事業業務委託	一定規模以上のまとまりを持つ既存住宅地を抽出し、地域住民とともにワークショップを開催するなどにより、課題やニーズを把握したうえで、NPO法人、不動産事業者等の多様な主体と連携した空家を供した地域交流の場の創出等による、地域課題の解決の仕掛けを構築することを旨とし、モデル地区の選定・実態調査・地区関係者へのヒアリングの実施、取組課題の整理、取組方針の検討、モデル地区関係者合同ワーキングの企画・実施支援、モデル地区の取組方針の検討・作成等を行う。	4,989,600	随意契約(その他)	第1項第2号	平成29年5月30日付けで締結した「高齢者住宅地や団地の維持・再生に関する協定書」に基づき委託するもので、地方自治法施行令第167条第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)に該当するため。公社は住宅に関する総合的な相談を受け付ける「すまいる相談窓口」を開設し、様々な関係団体と連携し、空き家所有者からの相談等に対応しており、空き家の相談及び住宅やまちづくりの事業者としてのノウハウも有しており、また、住宅政策等を連携して実施するパートナーである川崎市住宅基本計画で位置付けられている。

出資法人名	支出した局・区	支出した所属	委託業務名	委託業務の内容	委託料(円) (平成29年度決算)	契約方法 (平成29年度)	随意契約の場合の根拠法令 「地方自治法施行令第167条の2」 「随意契約」の場合に記入	随意契約理由 「(随意契約(プロポーザル方式))又は「随意契約(その他)」の場合に記入
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	川崎市居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業における業務委託	川崎市居住支援制度では、制度対応窓口の設置、窓口相談対応業務、入居保証に関する業務、居住継続支援に関する業務、制度関係団体との連絡・調整を実施している。 あんしん賃貸支援事業では、相談対応、事業普及・啓発、各種情報提供等、支援団体の支援、連絡・調整業務を行っている。	8,255,864	随意契約(その他)	第1項第2号	平成21年3月27日付けで締結した「川崎市居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業の業務の委託に関する協定書」に基づき委託するもので、地方自治法施行令第167条第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)に該当するため、公社は、公的団体として、市民、事業者等の信頼があり、住宅やまちづくりの事業者としてノウハウも有しており、住宅政策等を連携して実施するパートナーであるとして川崎市住宅基本計画で位置付けられている。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅管理業務委託(特定公共賃貸住宅)	入居者管理業務 特定公共賃貸住宅維持管理業務 特定公共賃貸住宅修繕業務	29,131,989	随意契約(その他)	第1項第2号	公営住宅法第47条第1項および川崎市営住宅条例第34条第1項の規定により、市営住宅と同一の団地を構成する特定公共賃貸住宅を、市営住宅の管理委託先である川崎市住宅供給公社にて一体的に管理することにより業務の効率化が図られるため、平成29年1月26日付けで川崎市営住宅管理業務基本協定書を締結しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料の収納の事務	市営住宅等の使用料の収納 駐車場の使用料の収納 収納金の指定金融機関への払込 収納金の係る収納情報の送付	112,226,000	随意契約(その他)	第1項第2号	公営住宅法第47条第1項及び川崎市営住宅条例第34条第1項の規定により、管理の委託先が特定される市営住宅の管理と密接に関連した業務であり、市営住宅の管理業務委託先である川崎市住宅供給公社にて収納業務を行うことが最も効率的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅管理業務委託(市営住宅)	入居者管理業務 市営住宅維持管理業務 市営住宅修繕業務	3,229,579,114	随意契約(その他)	第1項第2号	公営住宅法第47条第1項および川崎市営住宅条例第34条第1項の規定により、管理の委託先が特定されるため平成29年1月26日付けで川崎市営住宅管理業務基本協定書を締結しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
公益財団法人川崎市公園緑地協会	建設緑政局	みどりの企画管理課	生田緑ばら苑のバラの育成及び管理業務委託	施設内の管理、バラの育成及び管理、ボランティアの指導・育成ほか	59,695,920	随意契約(その他)	第1項第2号	生田緑地ばら苑には約530種、約4,700株のバラがある。市が管理を開始した平成14年時点で多くのバラにウイルス性の根癌腫瘍病等が蔓延しており、この改善が大きな課題となっていた。川崎市公園緑地協会は、これまでばら苑の管理を行う中でこの病気の治療と改善に取り組んできており、健全なバラを育成するためには、剪定や消毒の方法、肥料の散布方法など、これまでのノウハウを応用してさらに治療を進めていく必要がある。また、現在は、このようなウイルス性の病気に強いばら苑独自のバラの品種改良に取り組んでいる。さらに、バラの育成管理は専門知識を有する協会職員主導のもと、約150名のボランティアによって支えられている。当業務は、これらのボランティアの指導育成、作業割振りを中心となっていることから、一定の作業工程を確立し、維持管理手法に精通した川崎市公園緑地協会が最適な事業者と言える。以上のことから、当業務を委託できるのは、「公園緑地の円滑な運営を通して市民の健全な利用促進を図ること」などを目的として設立された公益財団法人川崎市公園緑地協会のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約とした。
公益財団法人川崎市公園緑地協会	川崎区役所	道路公園センター管理課	富士見公園内運動施設等管理業務委託及び一部使用料の収納事務委託	富士見公園内運動施設等の維持管理及び一部使用料の収納事務委託	12,744,000	指名競争入札		
公益財団法人川崎市公園緑地協会	中原区役所	道路公園センター管理課	等々力緑地釣池の使用料収納事務及び管理業務委託	釣池使用料の収納事務、釣池の維持管理業務	12,164,040	随意契約(その他)	第1項第2号	契約の目的を達成するためには、複数の要件を満たすことが必要不可欠であり、釣池の保全と利用の調整に関するノウハウを有していることなどを含め、業務実施に必要な全ての要件を満たす唯一の団体であるため、随意契約により契約を締結するもの。
公益財団法人川崎市公園緑地協会	中原区役所	道路公園センター管理課	等々力緑地内運動施設管理運営業務委託	等々力緑地内にある各運動施設の管理業務、清掃業務、ブランド等の整理業務	32,400,000	指名競争入札		

出資法人名	支出した局・区	支出した所属	委託業務名	委託業務の内容	委託料(円) (平成29年度決算)	契約方法 (平成29年度)	随意契約の場合の根拠法令 「地方自治法施行令第167条の2」 （「随意契約」の場合に記入）	随意契約理由 （「随意契約(プロポーザル方式)」又は「随意契約(その他)」の場合に記入）
公益財団法人川崎市公園緑地協会	中原区役所	道路公園センター管理課	平成29年度等々力陸上競技場運営維持業務及び使用料一部収納事務委託	陸上競技場運営及び維持管理業務、使用料収納事務	95,122,080	随意契約(その他)	第1項第2号	契約の目的を達成するためには、複数の要件を満たすことが必要不可欠であり、Jリーグやセイコーゴールドカップなど大規模大会の円滑かつ安全な遂行に向けたノウハウを有していることなどを含め、業務実施に必要な全ての要件を満たす唯一の団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約により契約を締結するもの。
公益財団法人川崎市消防防災指導公社	消防局	救急課	川崎市応急手当普及啓発活動事業	各種応急手当講習等の実施及びそれに係る必要な事務	6,342,000	一般競争入札		
公益財団法人川崎市消防防災指導公社	消防局	予防課	消防訓練等委託業務	地震体験車の派遣を伴う消防法(昭和23年法律第186号)第8条等に基づく消防訓練指導。地震体験車の日常点検、清掃等の維持管理。地震体験車の点検、修理等に係る回送業務。機関運用日誌の記録。その他必要と認められる業務。	7,236,000	一般競争入札		
公益財団法人川崎市生涯学習財団	教育委員会事務局	生涯学習推進課	生涯学習情報収集・提供事業業務委託	市内の生涯学習関連情報の収集・整理・データ入力。システム運営に係る維持・管理。市民からの生涯学習情報に関する問合せ・相談への対応。神奈川県生涯学習情報システムへの情報提供。	3,373,044	随意契約(その他)	第1項第2号	当該法人は生涯学習情報誌の編集・発行、教育人材リストの作成、ホームページでの生涯学習情報提供等により培われた豊富なネットワークとノウハウの蓄積があり、幅広い情報収集と効果的かつ安全な情報提供が見込まれる。また、ふれあいネットが所有していた生涯学習情報における人材情報は当該法人が独自に保有する人材情報に依拠するところが大きく、情報の一層の充実に向けて当該法人への委託が必要である。